

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第5条及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第5条の規定に基づき、個人情報及び個人番号その他の特定個人情報の適正な取扱いについて組織として取り組むため、中津市が取り扱う個人情報の適正な管理のための基本方針を次のように定める。

中津市が取り扱う個人情報の適正な管理のための基本方針

1 個人情報の保護に関する考え方

本市は、個人情報保護法において保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならないとされていること及び番号法において個人情報保護法の特例として個人番号その他の特定個人情報についてより厳格な保護措置を定めていることに鑑み、個人情報の管理体制を整備し、規程等を制定して職員等に遵守させる等の措置を講じ、個人情報を適正に取り扱う。

2 個人情報の保護方針

個人情報を取り扱う全ての事務において、次のとおり個人情報を適正に取り扱う。

(1) 法令遵守

個人情報の適正な取扱いに関する法令等を遵守する。法令等には、次のものを含むものとする。

ア 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）（令和4年1月個人情報保護委員会策定）

イ 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号）

ウ 中津市個人情報の管理に関する規程（平成27年中津市訓令第10号）（市長以外の実施機関が定めるこれに準ずる規程を含む。以下「個人情報管理規程等」という。）

エ 中津市情報セキュリティポリシー（平成16年2月26日策定）

(2) 安全管理措置

個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な安全管理措置を講じる。

(3) 適正な収集、保管、利用及び廃棄並びに目的外利用の禁止

保有個人情報は利用目的の達成に必要な範囲内で、個人番号及び特定個人情報は番号法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例（平成27年中津市条例第44号）に定められた事務のうち利用目的の達成に必要な範囲内で、適正に利用し、収集し、保管し、及び提供するとともに、不要となった個人情報は速やかに廃棄する。また、目的外利用を防止するための措置を講じる。

(4) 教育及び研修

個人情報の保護に関する理解を深め、意識を高めるため、個人情報を取り扱う職員等に対して、職責に応じた教育及び研修を実施する。

(5) 委託

個人情報を取り扱う事務の全部又は一部を委託する場合、委託先（再委託先を含む。）において、個人情報保護法及び番号法に基づき市自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行う。

(6) 改善の継続

個人情報管理規程等及びこれらに基づく安全管理措置を絶えず見直し、その改善に努める。

3 問合せ先

- (1) 個人情報の適正な取扱いに関する事項（開示請求、苦情相談等を含む。）

中津市総務部総務課 電話0979-62-9871

- (2) 個人番号の利用に関する事項

中津市企画市民環境部情報デジタル推進課 電話0979-22-1114